

[公開草案]

企業会計基準公開草案第 16 号、企業会計基準適用指針公開草案第 20 号

-
- 法人名 : 監査法人トーマツ
 - 部 署 : トータルサービス
 - 役 職 : 社員
 - 名 前 : 瀬戸 卓
 - 電話番号 :
 - メールアドレス :

■コメント:

欧州では上場会社でも四半期開示制度が導入されていない地域があります(フランスなど)。この場合、未開示の資料を特定の株主にのみ先行して開示することに対して、投資先弁護士などから否定的な見解を示されております。未レビューのFSを一応入手できますが、例えば以下のような取扱いを示してもらえないでしょうか。(重要なPLインパクトのある会社です)

?未レビューの会社提示のPLで持分法を実施すべきか

?四半期での実施を省略するか

?年度の見通しから推定した利益を利用すべきか